

みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動 推進協議会だより(平成29年1月号)

〔第2次ステージ運動スローガン〕

高めよう安全意識 加速させよう復旧・復興 達成しようゼロ災害

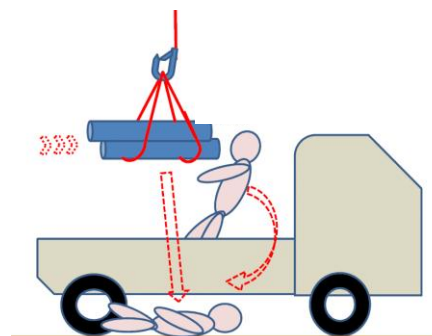
本年も「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」を推進してまいりますので、引き続き、皆様の御協力をお願いいたします。

『つり荷の下に入るな！ 不用意につり荷に触れるな！』
～ 死亡災害多発！クレーン・玉掛等関連災害を防止しましょう ～

平成28年11月末現在、動力クレーン等・玉掛用具(クレーン・移動式クレーン・エレベーター・玉掛含む)に関連する労働災害は、死傷者(休業4日以上)数が計31人で、うち死亡者数は例年にない計3人(前年1人)と増加しています。災害の多くは、荷の下に入る、荷に接近する、又は荷を手で押さえてバランスをとる等の危険行為と、そのタイミングで起こったクレーン等の運転誤操作、荷振れ、玉掛用具の外れやワイヤー切断等が主な要因です。背景には、つり荷からの退避距離に対する判断がまちまちになっていることが挙げられ、慣れにより、つり荷に接近しても危険と感じることなく退避不十分のまま作業を続けているためです。

<同種災害の防止対策>

- ① クレーン等に係る作業を行う場合には、つり荷の真下や、つり荷が回ったり、振れたり、倒れたりする危険性のある危険範囲内には立入らせないこと。
- ② リスクアセスメントを用いた作業計画や安全な作業手順書を作成し、安全教育の徹底により、関係者に作業手順を周知し、不安全行動を排除すること。
- ③ 作業場所の状況確認と安全な退避距離を具体的な数値(位置)を定めて、確実な退避を行うための手順等を関係者に「見える化」すること。
- ④ トラック荷台等つり荷の形状に比べ狭い場所での荷役作業にあつては、特に荷の安定を待って、安全を確かめてから荷台に上がらせること。
- ⑤ つり幅の大きな長い角パイプ等の長尺物や大きな敷鉄板等の場合は、安全な専用のつり具を使用させる等安定した玉掛け方法とし、荷振れ止めには、つり荷から離れた位置で、介添ロープや手鉤を使用させること。なお、一点つりは荷が回転する危険があるので、原則としてやらないこと。



※平成12年2月24日付け基発第96号「玉掛け作業の安全に係るガイドラインの策定について」を参考にしてください。

【平成28年の主なクレーン・玉掛作業等関連災害の発生概要】

- NO.1【死亡】クレーンでトラックに積込中、つり荷(鉄筋束)が振れて、荷台上の労働者に激突して死亡した。
- NO.2【死亡】移動式クレーンでダンプに積込中、つり荷(鉄板)が振れて、荷台上の労働者に激突して死亡した。
- NO.3【死亡】エレベーターの保守点検中、エレベーターの釣合いおもりと緩衝器の間に挟まれて死亡した。
- NO.4【休業】移動式クレーンでトラックから荷卸し中、つり荷(鋼材)に挟まれ、手指を切断した。
- NO.5【休業】移動式クレーンでトラックに積込中、つり荷(鉄板)と荷台との間に手を入れて台木の調整中、つり荷(鉄板)が降下し、手指を挟まれて骨折した。

無効な技能講習修了証について(情報提供)

- ①登録教習機関「加藤浩一郎」(宮崎労働局)が発行したすべての技能講習修了証が無効となっています。昨年11月、宮城県内でも「加藤浩一郎」が交付した無効な「小型移動式クレーン運転技能講習修了証」及び「玉掛け技能講習修了証」を把握し回収したところです。いずれも本年1月に登録取消処分を受けています。
※修了証の回収など詳細については、宮崎労働局のホームページを御覧ください。
 - ②登録教習機関「渡邊敏郎」(大分労働局)が発行した6種類の技能講習修了証等が無効となっています。平成19年12月～平成23年4月頃に実施した小型移動式クレーン運転技能講習等6区分ですが、平成24年に登録取消処分を受けています。
※修了証の回収など詳細については宮崎労働局又は大分労働局のホームページで御覧ください。
- (注意) 建設現場における資格確認時には、労働者等が所持する修了証が無効の修了証であるか否かに十分ご留意いただき、無資格者による作業を行わせることのないよう徹底をお願いいたします。
- ◎上記①②の無効な技能講習修了証を発見した場合には、以下の労働局健康安全課、又は当健康安全課までご連絡ください。
- (連絡先) ①②は宮崎労働局健康安全課(0985-38-8835) ②は大分労働局健康安全課(097-536-3213)

みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動推進協議会
(事務局 宮城労働局労働基準部健康安全課)

年末・年始労働災害防止強化運動実施中

平成28年12月末建設業（災害速報）

平成28年12月末の全産業の死傷者数（休業4日以上）は、2,269人と前年同期比で+140人（+6.6%）と先月に引き続き増加しています。

建設業では400人と対前年同期比で+45人（+12.7%）、中でも、土木工事業は121人（対前年同期比で+30人、+28.6%）、木造家屋建築工事業は112人（+40人、+55.6%）と予断を許さない状況です。また、死亡者数は、全業種で14人と前年同期比で5人の減少ですが、建設業では5人と前年同期比で1人の増加となっています。

「宮城における年末・年始労働災害防止強化運動実施要綱」に基づき、作業者の適正配置、冬季転倒災害防止や交通労働災害、重篤な災害を引き起こす建設機械及びクレーン災害防止対策など取組の徹底をお願いいたします。

建設業での一酸化炭素中毒に注意を（労働災害事例）

一酸化炭素中毒についての全国の発生傾向等を取りまとめましたので、安全衛生活動にご活用いただき、内燃機関を使用する際の換気、警報装置の使用、労働衛生教育の実施など、一酸化中毒防止のために実施すべき事項を改めて徹底いただくようお願いいたします。

（平成28年12月6日付け基安化発1206第2号により本省から建設業関係団体あて要請しているものです。）

被災状況	発生状況	発生原因
中毒1名	マンション新築現場の通風が不十分な躯体内において、 内燃機関式のコンプレッサー を用いてバルコニー天井の吹付塗装作業を行っていたところ、当該コンプレッサーを吹付塗装を行う作業エリア内に設置していたため、一酸化炭素が充満し中毒になった。	<ul style="list-style-type: none">換気が不十分な場所での内燃機関の使用作業標準不徹底作業標準書未作成
中毒4名	地面を掘削して作った穴の内部で、コンクリートブロック型枠の部品に溜まった水が凍結しないよう、 練炭を燃やしていた ところ、穴の中で型枠組立作業を行っていた作業員4名が一酸化炭素中毒になった。型枠全体をブルーシートで養生していた。	<ul style="list-style-type: none">換気不十分呼吸用保護具未着用一酸化炭素濃度測定未実施危険有害性の認識不足
中毒4名	休憩時間中に資材小屋内において、 ガソリンエンジン式発電機 の排気ガスで暖をとっていたところ、4名が気分が悪くなり、一酸化炭素中毒となった。	<ul style="list-style-type: none">換気が不十分な場所での内燃機関の使用安全衛生教育不十分
中毒1名	飲食店舗内の冷凍機等設置工事現場において、被災者は コンクリートカッターで土間を切断する工事 を行っていたところ、気分不良を訴えて休憩していたが、その後会話もできない状態となった。救急搬送され一酸化炭素中毒と診断された。	<ul style="list-style-type: none">換気が不十分な場所での内燃機関の使用呼吸用保護具未着用

新年を迎え店社・工事現場で安全宣言を行いましょ！

ゼロ災運動の取組として、安全宣言の募集を行っています。年始めの取組として、トップが新たに本年の安全宣言を行い、災害ゼロへの決意を新たにすることはどうでしょうか。

安全宣言書は、何度でも提出が可能です。

「応募方法」

宮城労働局HP（ゼロ災運動）から、右の様式をダウンロードし、当健康安全課あてFAX等で提出してください。

※様式は、企業用（別紙1）、現場用（別紙2）の2種類があります。（なお、御応募いただいた安全宣言は、建設業労働災害防止協会宮城県支部HPに掲載していただいておりますので、そちらで御覧いただけます。）

（別紙1）

安全宣言

労働災害防止のため、当社はこうします！

会社名
代表者職氏名

※添付して、最上トップの労働災害防止会に提出します。
みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動

みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動推進協議会
（事務局 宮城労働局労働基準部健康安全課）